

## 静岡県公安委員会規程第2号

静岡県公安委員会情報セキュリティに関する規程を次のように定める。

令和8年2月13日

静岡県公安委員会委員長 松 永 由弥子

### 静岡県公安委員会情報セキュリティに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が保有する情報の機密性、完全性及び可用性を維持するため、公安委員会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 機密性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。
- (2) 完全性 情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。
- (3) 可用性 情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
- (5) 県警察情報システム 静岡県警察が設置する情報システムをいう。
- (6) 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。
  - ア 県警察情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であって、その内容が県警察情報システムに入力されたものを含む。）
  - イ 県警察情報システムから出力された情報
  - ウ 県警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であって、公安委員会が取り扱うもの
  - エ 県警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報

(管理対象情報の分類)

第3条 管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理されなければならない。

(委員長等の責務)

第4条 委員長及び委員は、県警察情報システム及び管理対象情報を適切に取り扱わなければならない。

(情報セキュリティ対策等)

第5条 公安委員会の運営に関して、県警察情報システムにより情報を取り扱う場合は、この規程に定めるもののほか、静岡県警察における情報セキュリティポリシーによるものとする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。